

議案第56号

松阪市国民健康保険条例の一部改正について

松阪市国民健康保険条例（平成17年松阪市条例第141号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月9日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険条例（平成17年松阪市条例第141号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。